

## 東大阪市地域防災計画（令和８年度修正案）の概要等について

### 1. 概要説明

本市では、災害対策基本法に基づき、本市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等の実施すべき大綱を定めた「東大阪市地域防災計画」を策定しています。災害対策基本法上、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされています。

### 2. 計画策定の根拠

市は「災害対策基本法 第４２条第１項」に基づき、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的に、災害に係る基本理念を定め、国・地方公共団体等の必要な体制を確立し、責任の所在を明確にする地域防災計画の策定が義務付けられています。

### 3. 地域防災計画（令和８年度修正）について

- ・新たな気象予警報の運用に対応するため、職員非常配備体制や各気象予警報の発表基準など必要な修正を行いました。
- ・市防災倉庫の運用開始に伴い物資搬送センターの運用などについて必要な修正を行いました。また、防災施策の進展や各種計画の改定などを受けた修正を行いました。
- ・大阪府域救援物資対策協議会が定める備蓄方針に基づいて市が備蓄する物資等の品目及び数量について必要な修正を行いました。
- ・「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」の改正を受け、南海トラフに係る巨大地震注意等の情報が発表されたときに加え、日頃からの周知・広報すべき情報を追加しました。

その他、組織機構改正、統計データ値などの必要な修正を行っています。